

第6章 資料編

(1) 環境基本計画の中間見直しの経緯

年月日	内 容
2023年 3月1日～4月30日 4月1日～4月30日	市民及び事業所アンケートの実施
5月下旬～6月上旬	庁内ヒアリングの実施
7月6日	第1回知立市環境審議会 ・環境基本計画の概要と見直しのポイント ・第2次知立市環境基本計画中間見直しについて（諮問）
8月24日	第2回知立市環境審議会 ・目標設定や指標に対する審議
10月23日	第3回知立市環境審議会 ・中間見直し版の素案に対する審議
12月12日～1月12日	パブリックコメントの実施
2024年 1月26日	第4回知立市環境審議会 ・第2次知立市環境基本計画 中間見直しについて（答申）
2月	知立市議会3月定例会上程

(2) 環境基本計画に関する市民および事業者アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、市民や事業者における環境意識や行動の実態把握のために市民や事業者の皆さまにアンケート調査を実施しました。2,124名の市民および56の事業者にご協力いただき、環境活動や環境意識の実態、環境政策に対するニーズを把握しました。

表 6-1 市民アンケート調査の実施概要

項目	概要
調査日程	2023年3月1日(水)～4月30日(日)
調査方法	インターネットによる調査
アンケート対象	知立市内にお住いの18歳以上の方
アンケート項目	①個人属性 ②環境に関する意識 ③環境に対する行動について ④省エネ・再エネ設備の導入について ⑤知立市の環境施策について
アンケート回答数	2,124

表 6-2 事業者アンケート調査の実施概要

項目	概要
調査日程	2023年4月1日(土)～4月30日(日)
調査方法	インターネットによる調査
アンケート対象	知立市内に事業所をおく事業者
アンケート項目	①事業者属性 ②環境に対する意識について ③環境問題に関する取組について ④地球温暖化対策について ⑤環境に関する今後の取組について
アンケート回答数	56

表 6-3 市民アンケート調査の結果概要 ※選択肢の表現や数の違いにより、2016 は参考値となる場合がある

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
関心ある環境問題	地球温暖化問題	68.7%	75.9%	地球温暖化およびごみの増加や不適切な処理への関心が60%を超えており、前回調査と比較しても地球温暖化への関心の高さがうかがえる。	
	ごみの増加や不適切な処理	60.8%	22.0%*		
	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染	43.5%	24.6%*		
	騒音・振動・悪臭問題	31.7%	20.3%*		
	ダイオキシンの発生	10.5%	39.3%*		
	世界的な森林伐採による森林減少（砂漠化）	33.6%	19.9%*		
	動植物の生態系破壊	36.2%	14.9%*		
	身近な自然の減少	41.6%	28.1%		
その他	1.8%				
5年前と比較した身近な環境の変化	夏の暑さなど気候の過ごしやすさ	良くなっている	1.0%	0.3%*	「夏の暑さなど気候の過ごしやすさ」「ゲリラ豪雨や洪水などの頻度」については悪化傾向と感じている回答が半数以上となり、気候変動に関連する環境変化を身近に実感している傾向が強い。 その他については「変わらない」が概ね半数を占めているものの、「道に落ちているゴミや不法投棄」「近くの川をきれいさ」などは比較的好転傾向が高く、美化活動等の一定の成果が表れているといえる。 ※参考値（2016）については2023では5年前と比較した場合の変化を質問しているが、2016では10年前と比較した場合の変化を質問している。
		やや良くなっている	2.8%	1.1%*	
		変わらない	23.4%	13.9%*	
		やや悪化している	38.3%	32.3%*	
		悪化している	34.0%	50.8%*	
		未回答	0.5%	1.6%*	
	ゲリラ豪雨や洪水などの頻度	良くなっている	1.1%	1.0%*	
		やや良くなっている	4.0%	1.9%*	
		変わらない	33.4%	23.5%*	
		やや悪化している	33.6%	29.2%*	
		悪化している	27.7%	41.7%*	
		未回答	0.2%	2.7%*	
	道に落ちているゴミや不法投棄	良くなっている	4.3%	3.4%*	
		やや良くなっている	17.1%	14.9%*	
		変わらない	47.1%	44.3%*	
		やや悪化している	19.7%	22.7%*	
		悪化している	11.5%	12.5%*	
		未回答	0.3%	2.1%*	
	道路・公園など公共空間での緑の豊かさ	良くなっている	2.4%	1.8%*	
		やや良くなっている	11.8%	12.4%*	
		変わらない	59.2%	58.6%*	
		やや悪化している	19.3%	17.7%*	
		悪化している	7.0%	5.7%*	
		未回答	0.4%	3.9%*	
	住宅や工場等の民地での緑の豊かさ	良くなっている	1.5%	0.6%*	
		やや良くなっている	7.4%	8.0%*	
		変わらない	61.3%	56.4%*	
		やや悪化している	22.0%	21.7%*	
		悪化している	7.3%	6.3%*	
		未回答	0.5%	6.9%*	
	神社・仏閣等の樹林や農地といった身近な自然	良くなっている	1.1%	0.8%*	
		やや良くなっている	5.5%	3.9%*	
		変わらない	67.7%	58.7%*	
		やや悪化している	19.7%	22.8%*	
		悪化している	5.6%	8.5%*	
		未回答	0.5%	5.4%*	
	空気のきれいさ	良くなっている	0.8%	0.9%*	
		やや良くなっている	4.9%	3.1%*	
		変わらない	65.5%	49.9%*	
		やや悪化している	22.3%	29.1%*	
		悪化している	6.3%	11.6%*	
		未回答	0.2%	5.4%*	
	近くの川のきれいさ	良くなっている	2.8%	1.1%*	
		やや良くなっている	19.4%	11.3%*	
		変わらない	55.8%	42.1%*	
		やや悪化している	15.0%	22.5%*	
		悪化している	6.6%	13.1%*	
		未回答	0.4%	9.8%*	
お住まいの近くの騒音や振動	良くなっている	1.4%	0.6%*		
	やや良くなっている	5.5%	4.7%*		
	変わらない	64.1%	54.3%*		
	やや悪化している	20.3%	26.0%*		
	悪化している	8.4%	11.9%*		
	未回答	0.3%	2.4%*		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
暮らしの中で実践している環境配慮について	ビン・カン・ペットボトルは分別してリサイクルに回している	いつも行っている	74.3%	79.3%	環境配慮行動の実施状況では、ごみの分別やリサイクル、美化に関しては「だいたい行っている」以上の選択肢が約90%となっており、ごみの適正処理に対する意識が高い。一方で、環境に関する講座や講演会への参加は「あまり行っていない」以下の選択肢が半数以上となっており、環境学習の普及啓発を推進する必要がある。選択肢の表現や数の見直しにより、前回調査時との比較は参考値であるものの、令和2年7月からのレジ袋有料化に伴い、エコバックの持参の実施が増加している。
		だいたい行っている	21.2%	14.8%	
		ときどき行っている	3.2%	3.3%	
		あまり行っていない	0.4%	0.9%	
		全く行っていない	0.5%	0.4%	
		未回答	0.3%	1.4%	
	山や川でゴミを捨てたり、自然を荒らさないようしている	いつも行っている	72.0%	52.4%*	
		だいたい行っている	23.1%	36.9%*	
		ときどき行っている	3.6%	5.2%*	
		あまり行っていない	0.4%	2.3%*	
		全く行っていない	0.6%	0.6%*	
		未回答	0.4%	2.6%*	
	エコバックを持参したり、過剰な包装を断ったりしている	いつも行っている	55.6%	38.9%	
		だいたい行っている	34.9%	35.8%	
		ときどき行っている	5.8%	15.4%	
		あまり行っていない	2.6%	6.4%	
		全く行っていない	0.8%	1.4%	
		未回答	0.3%	2.1%	
	ごみの分別を適切に行っている	いつも行っている	49.8%	74.2%	
		だいたい行っている	39.5%	19.9%	
		ときどき行っている	7.9%	3.2%	
		あまり行っていない	2.3%	1.0%	
		全く行っていない	0.3%	0.4%	
		未回答	0.1%	1.4%	
	食べ残しや食品ロスが少なくなるよう心がけている	いつも行っている	38.1%		
		だいたい行っている	46.5%		
		ときどき行っている	12.5%		
		あまり行っていない	2.1%		
		全く行っていない	0.4%		
		未回答	0.4%		
	生活騒音（家からの音漏れ）に配慮している	いつも行っている	19.6%		
		だいたい行っている	46.4%		
		ときどき行っている	26.8%		
		あまり行っていない	5.4%		
		全く行っていない	1.6%		
		未回答	0.2%		
	洗剤使用の適正化（種類や量）に努めている	いつも行っている	16.9%	16.1%*	
		だいたい行っている	43.0%	37.2%*	
		ときどき行っている	31.0%	27.3%*	
		あまり行っていない	6.6%	13.7%*	
		全く行っていない	2.1%	2.8%*	
		未回答	0.3%	2.8%*	
地元産の野菜や果物を積極的に購入している	いつも行っている	19.0%			
	だいたい行っている	34.4%			
	ときどき行っている	33.6%			
	あまり行っていない	9.2%			
	全く行っていない	3.6%			
	未回答	0.2%			
不用品は譲ったり、リサイクル品（中古品）を購入している	いつも行っている	12.1%	24.9%*		
	だいたい行っている	26.7%	23.4%*		
	ときどき行っている	32.0%	25.2%*		
	あまり行っていない	19.8%	16.6%*		
	全く行っていない	8.9%	7.3%*		
	未回答	0.4%	2.5%*		
自然とふれあう機会を持つことを心がけている	いつも行っている	9.7%	10.1%		
	だいたい行っている	28.8%	20.9%		
	ときどき行っている	36.7%	33.3%		
	あまり行っていない	17.1%	28.6%		
	全く行っていない	7.1%	3.6%		
	未回答	0.6%	3.5%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
暮らしの中で実践している環境配慮について	使い捨て商品は避けたり、環境に配慮した商品を選ぶ買い物をしている	いつも行っている	7.7%	5.6%*	
		だいたい行っている	29.7%	21.2%*	
		ときどき行っている	45.3%	34.3%*	
		あまり行っていない	13.8%	29.7%*	
		全く行っていない	3.2%	6.1%*	
		未回答	0.3%	3.1%*	
	家庭での緑化（植栽、緑のカーテン等）を行っている	いつも行っている	11.0%		
		だいたい行っている	24.2%		
		ときどき行っている	23.2%		
		あまり行っていない	19.3%		
		全く行っていない	22.1%		
		未回答	0.3%		
	地域の活動（清掃・美化・緑化）に参加している	いつも行っている	9.0%	4.2%*	
		だいたい行っている	21.9%	6.0%*	
		ときどき行っている	26.6%	14.4%*	
		あまり行っていない	20.1%	29.2%*	
		全く行っていない	21.9%	43.3%*	
		未回答	0.4%	2.9%*	
	環境に関する講座や講演会に参加している	いつも行っている	1.4%	2.3%*	
		だいたい行っている	4.0%	4.8%*	
		ときどき行っている	15.2%	17.0%*	
あまり行っていない		24.2%	33.9%*		
全く行っていない		54.9%	39.1%*		
未回答		0.3%	2.9%*		
家庭の設備の環境配慮について	油、ごみなどを排水口に流さない	いつも行っている	47.2%		
		だいたい行っている	33.6%		
		ときどき行っている	14.2%		
		あまり行っていない	3.6%		
		全く行っていない	0.8%		
		あてはまる設備はない	0.2%		
		未回答	0.3%		
	エアコンの設定温度や使用時間、管理に気を付けている	いつも行っている	31.6%	31.2%*	
		だいたい行っている	40.5%	26.9%*	
		ときどき行っている	19.8%	13.9%*	
		あまり行っていない	5.7%	11.3%*	
		全く行っていない	1.6%	7.8%*	
		あてはまる設備はない	0.4%	8.9%*	
		未回答	0.3%	23.6%*	
	照明・家電のこまめな電源オフ	いつも行っている	31.1%	27.1%*	
		だいたい行っている	40.8%	20.0%*	
		ときどき行っている	21.8%	18.0%*	
		あまり行っていない	4.9%	6.1%*	
		全く行っていない	0.8%	5.2%*	
		あてはまる設備はない	0.2%	31.2%*	
		未回答	0.4%	26.9%*	
	こまめに水を止める	いつも行っている	29.8%		
		だいたい行っている	40.9%		
		ときどき行っている	22.7%		
		あまり行っていない	5.3%		
		全く行っていない	0.9%		
		あてはまる設備はない	0.1%		
未回答		0.3%			
再配達にならないよう荷物を受け取る	いつも行っている	27.5%			
	だいたい行っている	36.5%			
	ときどき行っている	24.5%			
	あまり行っていない	9.6%			
	全く行っていない	1.2%			
	あてはまる設備はない	0.3%			
	未回答	0.3%			

家庭における環境配慮行動の実施状況への回答では、生活排水への配慮や省エネ行動に関しては「だいたい行っている」以上の選択肢が約70%以上となっている一方で、公共交通機関の利用は「あまり行っていない」以下の選択肢が半数以上となっていることから、生活習慣の見直しや交通環境の改善、公共交通の利用促進を必要がある。選択肢の表現や数の見直しにより、前回調査時との比較は参考値であるものの、電気代高騰等の影響もあり、省エネ行動に関する実施は増加傾向にある。一方で、風呂の残り湯の再利用等の節水への実施が減少している。

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
家庭の設備の環境配慮について	エコドライブに努めている (アイドリングストップ、 ふんわりアクセル等)	いつも行っている	24.8%	27.3% [※]	
		だいたい行っている	36.7%	22.2% [※]	
		ときどき行っている	21.8%	13.5% [※]	
		あまり行っていない	7.9%	11.3% [※]	
		全く行っていない	1.9%	11.8% [※]	
		あてはまる設備はない	6.5%	13.8% [※]	
		未回答	0.5%	17.1% [※]	
	冷蔵庫の詰め込みすぎや開 け閉めする時間の短縮に気 を付けている	いつも行っている	22.7%	31.0% [※]	
		だいたい行っている	37.6%	27.9% [※]	
		ときどき行っている	27.9%	16.4% [※]	
		あまり行っていない	10.1%	5.5% [※]	
		全く行っていない	1.3%	2.0% [※]	
		あてはまる設備はない	0.1%	27.5% [※]	
		未回答	0.2%	28.2% [※]	
	余分なものをクルマに載せ ない	いつも行っている	24.0%	13.6%	
		だいたい行っている	29.7%	12.3%	
		ときどき行っている	25.1%	4.7%	
		あまり行っていない	12.6%	13.7%	
		全く行っていない	2.6%	27.3%	
		あてはまる設備はない	5.5%	22.2%	
		未回答	0.4%	13.5%	
	近距離の移動は自転車や徒 歩を活用する	いつも行っている	27.0%		
		だいたい行っている	23.3%		
		ときどき行っている	21.6%		
		あまり行っていない	19.3%		
		全く行っていない	7.1%		
		あてはまる設備はない	1.2%		
		未回答	0.5%		
	風呂の残り湯の再利用な ど、日常生活での節水に取 り組んでいる	いつも行っている	21.2%	29.1% [※]	
		だいたい行っている	18.4%	32.1% [※]	
		ときどき行っている	19.5%	15.3% [※]	
		あまり行っていない	25.3%	12.7% [※]	
		全く行っていない	11.7%	4.6% [※]	
		あてはまる設備はない	3.6%	6.2% [※]	
		未回答	0.4%	29.1% [※]	
	浄化槽を設置している場合 点検・管理を適切に行う	いつも行っている	28.4%		
		だいたい行っている	10.6%		
		ときどき行っている	7.4%		
		あまり行っていない	3.7%		
		全く行っていない	1.6%		
		あてはまる設備はない	44.6%		
		未回答	3.8%		
公共交通機関をなるべく使 う	いつも行っている	12.8%	11.1% [※]		
	だいたい行っている	12.9%	9.0% [※]		
	ときどき行っている	20.4%	18.4% [※]		
	あまり行っていない	30.7%	25.6% [※]		
	全く行っていない	20.6%	24.3% [※]		
	あてはまる設備はない	2.3%	11.5% [※]		
	未回答	0.3%	11.1% [※]		
環境にやさしい電力会社を選 んで契約をしている	すでに契約している	39.0%		回答者の39%は環境の観点から電力会社を契約しており、契約の検討を含めると半数以上が前向きな姿勢をみせている。	
	契約の検討をしている	19.2%			
	契約していない	40.4%			
	未回答	1.4%			
自宅の設備の導入状況	LED照明	導入済	73.4%	自宅の省エネ設備導入状況では、70%以上の家庭でLED照明を導入しており、高効率給湯機の導入も30%を超えている。	
		導入予定、または検討中	6.5%		
		リフォーム時等には検討	16.3%		
		導入したいとは思わない	2.1%		
		製品を知らない	1.3%		
		未回答	0.0%		
	高効率給湯器（エコキュート、エネファーム）	導入済	37.1%		
		導入予定、または検討中	2.2%		
		リフォーム時等には検討	27.5%		
		導入したいとは思わない	21.3%		
製品を知らない	10.3%				

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
自宅の設備の導入状況	断熱窓	未回答	1.6%	その他の設備についても買替時やリフォーム時には検討したいという前向きな意見もみられる一方で、HEMSやZEH、V2Hといったエネルギーの管理やマネジメントに関する設備の認知度は低く、より一層の情報発信や普及啓発が必要である。
		導入済	34.7%	
		導入予定、または検討中	3.8%	
		リフォーム時等には検討	41.4%	
		導入したいとは思わない	9.8%	
		製品を知らない	9.0%	
	太陽光発電設備	未回答	1.3%	
		導入済	18.4%	
		導入予定、または検討中	1.8%	
		リフォーム時等には検討	27.5%	
		導入したいとは思わない	42.5%	
		製品を知らない	8.3%	
	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	未回答	1.5%	
		導入済	8.6%	
		導入予定、または検討中	4.2%	
		リフォーム時等には検討	48.1%	
		導入したいとは思わない	30.9%	
		製品を知らない	6.9%	
	蓄電池（定置式）	未回答	1.3%	
		導入済	6.1%	
		導入予定、または検討中	4.8%	
		リフォーム時等には検討	37.7%	
		導入したいとは思わない	31.0%	
		製品を知らない	18.7%	
	太陽熱利用設備	未回答	1.7%	
		導入済	4.8%	
		導入予定、または検討中	1.2%	
		リフォーム時等には検討	29.2%	
		導入したいとは思わない	42.4%	
		製品を知らない	20.6%	
	住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	未回答	1.7%	
		導入済	3.1%	
		導入予定、または検討中	1.0%	
		リフォーム時等には検討	24.8%	
		導入したいとは思わない	16.0%	
		製品を知らない	53.4%	
	ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）	未回答	1.8%	
		導入済	2.6%	
		導入予定、または検討中	1.1%	
		リフォーム時等には検討	25.5%	
		導入したいとは思わない	14.9%	
		製品を知らない	54.5%	
	V2H 充放電設備	未回答	1.5%	
		導入済	0.8%	
		導入予定、または検討中	1.1%	
		リフォーム時等には検討	20.2%	
		導入したいとは思わない	22.7%	
製品を知らない		53.8%		
燃料電池自動車（水素自動車）	未回答	1.4%		
	導入済	0.2%		
	導入予定、または検討中	1.5%		
	リフォーム時等には検討	30.7%		
	導入したいとは思わない	54.1%		
	製品を知らない	12.1%		
課題導入の	未回答	1.5%		
	初期費用が高い	82.2%		
	採算性が見込めない	53.4%		
	管理する手間が増えてしまう	33.9%		
	設置する場所がない	30.7%		
周囲の人の理解	29.9%			
				新しいエネルギー設備を家庭に導入する際の課題として、初期費用の高さや採算性といった費用面の課題が高くなっている。自由意見では賃貸住宅や

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
	再エネ・省エネ製品に関する知識に触れる機会がない	13.6%		集合住宅など住宅の形式によって、設備の導入が制限されてしまうことや住民や管理会社の理解などの課題も散見された。	
	今は設備の買替・更新を考えるタイミングではない	5.5%			
	その他	3.9%			
知立市の環境施策の認知度	SDGs 未来都市への選出	よく知っている	12.2%		知立市の実施している環境政策の認知度については、SDGs 未来都市への選出が最も高く、2050年ゼロカーボンシティの表明も30%を超えるなど、令和3年度以降の近年の取組が比較的認知度が高く、関連イベントの実施や普及啓発の結果が表れているといえる。前回調査時との比較については、前回調査と同様もしくはやや増加傾向にあるが、再生資源回収団体やイエローカード作戦取組町内会への支援は減少している。
		知っているが詳しい内容は知らない	48.6%		
		知らない	38.4%		
		空白	0.7%		
	不法投棄監視パトロールの実施	よく知っている	14.3%	15.2%	
		知っているが詳しい内容は知らない	37.4%	36.2%	
		知らない	47.8%	48.5%	
		空白	0.5%	0.0%	
	2050年ゼロカーボンシティの表明	よく知っている	4.1%		
		知っているが詳しい内容は知らない	31.9%		
		知らない	63.3%		
		空白	0.7%		
	健康推進員の養成	よく知っている	7.0%	7.0%	
		知っているが詳しい内容は知らない	24.7%	24.9%	
		知らない	67.4%	68.1%	
		空白	0.9%	0.0%	
	環境美化推進員の養成	よく知っている	4.3%	5.7%	
		知っているが詳しい内容は知らない	25.6%	17.6%	
		知らない	69.2%	76.7%	
		空白	0.9%	0.0%	
	クールチョイスの推進	よく知っている	3.6%		
		知っているが詳しい内容は知らない	20.5%		
		知らない	75.1%		
		空白	0.8%		
	水質・大気・騒音のモニタリングと結果の公表	よく知っている	2.4%	1.8%	
		知っているが詳しい内容は知らない	18.2%	14.9%	
		知らない	78.8%	83.3%	
		空白	0.7%	0.0%	
	環境マネジメントシステム（エコアクション21等）の推進	よく知っている	2.4%	2.2%	
		知っているが詳しい内容は知らない	18.0%	13.2%	
		知らない	78.8%	84.6%	
		空白	0.8%	0.0%	
	再生資源回収団体やイエローカード作戦取組町内会への支援	よく知っている	2.8%	5.5%	
		知っているが詳しい内容は知らない	15.1%	15.3%	
		知らない	80.5%	79.2%	
		空白	1.6%	0.0%	
利用または参加したことがある取組	「知立市ごみ出しガイドブック」の作成・配布	よく知っている（利用・参加したことがある）	47.2%		
		よく知っている（利用・参加したことはない）	14.3%		
		知っている、聞いたことはある	20.9%		
		知らない、聞いたこともない	16.9%		
		未回答	0.8%		
	環境美化推進市民行動の日（7万人クリーンサンデー）の開催	よく知っている（利用・参加したことがある）	42.7%	39.9%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	9.3%	16.1%	
		知っている、聞いたことはある	21.0%	17.7%	
		知らない、聞いたこともない			
		未回答			

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
利用または参加したことがある取組	小型廃家電等の収集	知らない、聞いたこともない	26.4%	26.3%	上位の取組についても、前回調査と比較するとやや減少傾向にある。しかしながら、リユースマーケットやウェブアプリ「知立市ゴミチェッカー」の作成・公開は、前回調査よりも認知が向上しているほか、フードドライブやプロギングの実施などの新たな施策が認知されていることは評価できる。
		未回答	0.6%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	20.4%	12.4%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	14.7%	11.4%	
		知っている、聞いたことはある	12.1%	23.1%	
		知らない、聞いたこともない	52.1%	53.2%	
	ウェブアプリ「知立市ゴミチェッカー」の作成・公開	未回答	0.7%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	19.4%	4.6%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	8.0%	5.2%	
		知っている、聞いたことはある	13.7%	17.4%	
		知らない、聞いたこともない	58.3%	72.8%	
		未回答	0.6%	0.0%	
	リユースマーケット（フリーマーケット）の開催	よく知っている（利用・参加したことがある）	8.1%	6.0%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	18.4%	16.5%	
		知っている、聞いたことはある	30.2%	30.9%	
		知らない、聞いたこともない	42.7%	46.6%	
		未回答	0.7%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	10.8%	7.5%	
	廃食用油の回収	よく知っている（利用・参加したことはない）	10.4%	15.8%	
		知っている、聞いたことはある	23.1%	28.1%	
		知らない、聞いたこともない	54.9%	48.7%	
		未回答	0.8%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	4.2%		
		よく知っている（利用・参加したことはない）	14.3%		
	フードドライブの実施	知っている、聞いたことはある	17.4%		
		知らない、聞いたこともない	62.9%		
		未回答	1.2%		
		よく知っている（利用・参加したことがある）	4.0%	4.3%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	13.2%	12.0%	
		知っている、聞いたことはある	30.3%	29.9%	
	生ごみ処理機の購入補助制度	知らない、聞いたこともない	51.7%	53.7%	
		未回答	0.8%	0.0%	
		よく知っている（利用・参加したことがある）	1.0%		
		よく知っている（利用・参加したことはない）	12.1%		
		知っている、聞いたことはある	15.6%		
		知らない、聞いたこともない	70.2%		
	次世代自動車購入費補助金	未回答	1.1%		
		よく知っている（利用・参加したことがある）	3.0%		
		よく知っている（利用・参加したことはない）	7.4%		
		知っている、聞いたことはある	14.2%		
知らない、聞いたこともない		74.7%			
住宅用地球温暖化対策設備補助金					

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
利用または参加したことがある取組		未回答	0.8%	
	植樹祭りや草花植付講習会	よく知っている（利用・参加したことがある）	1.7%	1.1%
		よく知っている（利用・参加したことはない）	7.0%	3.7%
		知っている、聞いたことはある	18.6%	23.6%
		知らない、聞いたこともない	71.8%	71.5%
		未回答	0.9%	0.0%
	浄化槽等雨水貯留施設転用補助制度	よく知っている（利用・参加したことがある）	2.1%	3.2%
		よく知っている（利用・参加したことはない）	6.5%	8.4%
		知っている、聞いたことはある	17.9%	19.9%
		知らない、聞いたこともない	72.1%	68.5%
		未回答	1.4%	0.0%
	生垣設置や屋上・壁面・空地・駐車場の緑化に対する補助	よく知っている（利用・参加したことがある）	1.0%	1.0%
		よく知っている（利用・参加したことはない）	6.7%	8.5%
		知っている、聞いたことはある	19.4%	21.6%
		知らない、聞いたこともない	72.1%	68.8%
		未回答	0.9%	0.0%
	プロギングの開催	よく知っている（利用・参加したことがある）	1.1%	
		よく知っている（利用・参加したことはない）	5.9%	
		知っている、聞いたことはある	11.4%	
		知らない、聞いたこともない	80.5%	
未回答		1.0%		

表 6-4 事業者アンケート調査の結果概要 ※選択肢の表現や数の違いにより、2016 は参考値となる場合がある

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
関心ある環境問題	地球温暖化問題	67.9%	19.9%*	「地球温暖化」と「ごみの増加や不適切な処理」が最も多く、次いで大気や水質、騒音など、事業内容と密接な環境問題への関心の高さが確認された。選択肢の内容や数の見直しにより、前回調査時との比較は参考値であるものの、地球温暖化問題の関心度が向上している。
	ごみの増加や不適切な処理	67.9%	30.1%*	
	大気汚染・水質汚濁・土壌汚染	46.4%	12.5%*	
	騒音・振動・悪臭問題	35.7%	27.1%*	
	ダイオキシンの発生	12.5%	8.3%	
	世界的な森林伐採による森林減少（砂漠化）	12.5%	4.2%	
	動植物の生態系破壊	14.3%	3.5%	
	身近な自然の減少	26.8%	6.9%*	
その他	1.8%	3.7%		
5年前と比較した事業所の身近な環境の変化	夏の暑さなど気候のすごしやすさ	良くなっている	0.0%	「夏の暑さなど気候のすごしやすさ」「ゲリラ豪雨や洪水などの頻度」については悪化傾向と感じている回答が半数以上となっており、気候変動に関連する環境変化を身近に実感している傾向が強い。その他の環境のほとんどは、「変わらない」が半数以上を占めているものの、「道に落ちているゴミや不法投棄」「近くの川をきれいさ」などは好転傾向が 20%以上を占めており、美化活動等の成果が表れているといえる。
		やや良くなっている	5.4%	
		変わらない	17.9%	
		やや悪化している	39.3%	
		悪化している	37.5%	
		未回答	0.0%	
	ゲリラ豪雨や洪水などの頻度	良くなっている	0.0%	
		やや良くなっている	1.8%	
		変わらない	33.9%	
		やや悪化している	37.5%	
		悪化している	26.8%	
		未回答	0.0%	
	道に落ちているゴミや不法投棄	良くなっている	1.8%	
		やや良くなっている	21.4%	
		変わらない	64.3%	
		やや悪化している	8.9%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	0.0%	
	道路・公園など公共空間での緑の豊かさ	良くなっている	5.4%	
		やや良くなっている	5.4%	
		変わらない	73.2%	
		やや悪化している	10.7%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	1.8%	
	住宅や工場等の民地での緑の豊かさ	良くなっている	1.8%	
		やや良くなっている	8.9%	
		変わらない	69.6%	
		やや悪化している	16.1%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	0.0%	
	神社・仏閣等の樹林や農地といった身近な自然	良くなっている	0.0%	
		やや良くなっている	3.6%	
		変わらない	83.9%	
		やや悪化している	12.5%	
		悪化している	0.0%	
		未回答	0.0%	
	空気のきれいさ	良くなっている	0.0%	
		やや良くなっている	1.8%	
		変わらない	76.8%	
		やや悪化している	17.9%	
		悪化している	3.6%	
		未回答	0.0%	
	近くの川のきれいさ	良くなっている	1.8%	
		やや良くなっている	26.8%	
		変わらない	62.5%	
		やや悪化している	8.9%	
		悪化している	0.0%	
		未回答	0.0%	
事業所近くの騒音や振動	良くなっている	0.0%		
	やや良くなっている	12.5%		
	変わらない	78.6%		
	やや悪化している	8.9%		
	悪化している	0.0%		
	未回答	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
貢献できるゴール	1 貧困をなくそう	14.8%		近年の社会全体での取組の推進も後押しとなり、ほとんどの事業者がSDGsについて認識していることが明らかとなった。また、自社の貢献できるゴールについては、「働きがいも経済成長も」が60%以上と最も多く、次いで「つくる責任つかう責任」となっていることから、事業活動を通じたゴールの達成を認識していることが把握された。
	2 飢餓をゼロに	9.3%		
	3 全ての人に健康と福祉を	40.7%		
	4 質の高い教育をみんなに	22.2%		
	5 ジェンダー平等を実現しよう	24.1%		
	6 安全な水とトイレを世界中に	9.3%		
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	33.3%		
	8 働きがいも経済成長も	66.7%		
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	35.2%		
	10 人や国の不平等をなくそう	25.9%		
	11 住み続けられるまちづくりを	46.3%		
	12 つくる責任つかう責任	53.7%		
	13 気候変動に具体的な対策を	29.6%		
	14 海の豊かさを守ろう	11.1%		
	15 陸の豊かさを守ろう	14.8%		
	16 平和と攻勢をすべての人に	20.4%		
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	18.5%		
環境問題への取組の実施状況	事業活動に伴う排水等による水質汚濁防止	取り組んでいる	23.2%	大気や水質、土壌の汚染、騒音・振動、廃棄物の発生など事業活動に伴う環境問題への対策の実施は、今後の取組意向も含めて、およそ半数以上を占めているものの、環境への配慮など付加価値的な取組に関しては実施率が低い。また、プラスチックごみ削減や環境認証の取得については、事業にあてはまらないという回答も多いため、正しい情報の周知や指導等が重要である。
		ある程度取り組んでいる	21.4%	
		今後は取り組みたい	5.4%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	44.6%	
	空欄	0.0%		
	事業活動に伴う煙等による大気汚濁防止	取り組んでいる	17.9%	
		ある程度取り組んでいる	23.2%	
		今後は取り組みたい	5.4%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	48.2%	
	空欄	0.0%		
	事業活動に伴う騒音・振動の抑制	取り組んでいる	26.8%	
		ある程度取り組んでいる	28.6%	
		今後は取り組みたい	10.7%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	28.6%	
	空欄	0.0%		
	化学物質による土壌・地下水汚染の防止	取り組んでいる	21.4%	
		ある程度取り組んでいる	14.3%	
		今後は取り組みたい	7.1%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	51.8%	
	空欄	0.0%		
	廃棄物の適正処理や減量・リサイクル	取り組んでいる	53.6%	
		ある程度取り組んでいる	25.0%	
		今後は取り組みたい	7.1%	
		取り組んでいない	5.4%	
		事業にあてはまらない	7.1%	
	空欄	1.8%		
プラスチックごみ削減対策	取り組んでいる	21.4%		
	ある程度取り組んでいる	44.6%		
	今後は取り組みたい	12.5%		
	取り組んでいない	10.7%		
	事業にあてはまらない	10.7%		
空欄	0.0%			
環境に影響の少ない原料や再生資源の利用	取り組んでいる	17.9%		
	ある程度取り組んでいる	42.9%		
	今後は取り組みたい	16.1%		
	取り組んでいない	10.7%		
	事業にあてはまらない	12.5%		
空欄	0.0%			
環境に配慮した自社製品・サービスの提供	取り組んでいる	12.5%		
	ある程度取り組んでいる	30.4%		
	今後は取り組みたい	16.1%		
	取り組んでいない	16.1%		
	事業にあてはまらない	25.0%		
空欄	0.0%			

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
環境問題への取組の実施状況	取引先への環境配慮の要望・依頼	取り組んでいる	10.7%		
		ある程度取り組んでいる	32.1%		
		今後は取り組みたい	19.6%		
		取り組んでいない	26.8%		
		事業にあてはまらない	10.7%		
		空欄	0.0%		
	環境問題についての定期的な社員教育	取り組んでいる	16.1%		
		ある程度取り組んでいる	33.9%		
		今後は取り組みたい	21.4%		
		取り組んでいない	21.4%		
		事業にあてはまらない	7.1%		
		空欄	0.0%		
	環境マネジメントシステムの認証取得	取り組んでいる	32.1%		
		ある程度取り組んでいる	7.1%		
		今後は取り組みたい	16.1%		
		取り組んでいない	32.1%		
		事業にあてはまらない	12.5%		
		空欄	0.0%		
全地域の取組のための環境保	環境関連の社会貢献的事業への参加・開催	10.7%		事業所周辺の清掃活動は60%を超えており、高い実施が確認できた一方で、地域の環境活動への参加やイベント等の開催については30%以下となっている。	
	事業所周辺の清掃活動	60.7%			
	地域の清掃、美化、緑化活動等への参加・協力	28.6%			
	環境保全団体等への支援や寄付	16.1%			
	環境関連の講演会・観察会等への参加・開催	16.1%			
	生物多様性の保全活動	3.6%			
	特に取り組んでいない	23.2%			
	その他	1.8%			
由環境問題やSDGsに取り組む理	事業者の社会的責任（CSR）の一環として重要であるため	73.2%		70%以上の事業所が社会的責任の一環と回答しており、CSRの社会的認知が高まりつつあることが確認できる。また、企業経営やPR材料など対外的な印象を左右する要素として認識されていることも把握され、環境対策への取組が付加的な社会貢献活動から、持続的な企業活動への必要条件と捉える兆しが少しずつ生まれ始めていることが確認できる。	
	今後の業績や企業経営を左右する重要な要素の1つであるため	37.5%			
	積極的なPR材料の1つであると考えているため	33.9%			
	事業活動停止のリスクを軽減するため	16.1%			
	省エネルギーや資源のリサイクルによるコスト削減のため	44.6%			
	新たな事業活動の展開（ビジネス分野の開拓）に繋がると考えているため	8.9%			
	取引先・関連会社からの指示や同業者間の取り決めを守るため	28.6%			
	法律や条例を守るため	33.9%			
その他	1.8%				
環境問題に取り組む上での課題	社内の環境に対する理解	53.6%		環境問題に取り組む上での課題への回答では、コスト的な問題が最も多く、次いで社内の環境に対する理解や人材不足といった組織的な要因も課題として認識されている。定量的な効果に加え、社内や取引先、消費者など社会全体での認識の変化の必要性が課題として確認された。	
	取引先の環境に対する理解	25.0%			
	消費者・利用者の環境に対する理解	21.4%			
	環境に関する情報の不足	10.7%			
	コスト的な問題	64.3%			
	人材不足	50.0%			
	環境の取り組みへの市場評価の低さ	16.1%			
	環境活動推進のための組織体制の整備	19.6%			
	企業間の協力・連携体制	10.7%			
	行政の環境活動や施策への取り組み姿勢	0.0%			
	特になし	0.0%			
その他	1.8%				
地球温暖化対策の実施状況	電灯の消灯などによる節電	取り組んでいる	44.6%	地球温暖化対策の実施状況についての回答では、省エネ設備の導入や節電などについては80%以上の実施がみられる一方で、物品や電力などの仕入れに関わる対策はやや実施状況が低い結果となっている。また、従業員のマイカー利用抑制については、今後の実施意欲についても他と比べて低くなっていることから一人一人の行動変容を促す必要がある。	
		ある程度取り組んでいる	41.1%		
		今後は取り組みたい	5.4%		
		取り組んでいない	7.1%		
		分からない	1.8%		
		未回答	0.0%		
	照明、OA機器などの省エネルギー型機器への切換え	取り組んでいる	47.3%		
		ある程度取り組んでいる	40.0%		
		今後は取り組みたい	7.3%		
		取り組んでいない	5.5%		
		分からない	0.0%		
		未回答	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向
地球温暖化対策の実施状況	再生可能エネルギーの割合が高い電力の購入	取り組んでいる	12.5%	
		ある程度取り組んでいる	12.5%	
		今後は取り組みたい	28.6%	
		取り組んでいない	39.3%	
		分からない	7.1%	
		未回答	0.0%	
	冷暖房の使用抑制	取り組んでいる	30.4%	
		ある程度取り組んでいる	51.8%	
		今後は取り組みたい	5.4%	
		取り組んでいない	12.5%	
		分からない	0.0%	
		未回答	0.0%	
	従業員のマイカー利用抑制	取り組んでいる	3.6%	
		ある程度取り組んでいる	14.3%	
		今後は取り組みたい	12.5%	
		取り組んでいない	62.5%	
		分からない	7.1%	
		未回答	0.0%	
	アイドリングストップなどのエコドライブの推進	取り組んでいる	17.9%	
		ある程度取り組んでいる	33.9%	
		今後は取り組みたい	21.4%	
		取り組んでいない	19.6%	
		分からない	7.1%	
		未回答	0.0%	
環境負荷の少ない物品の購入	取り組んでいる	10.7%		
	ある程度取り組んでいる	35.7%		
	今後は取り組みたい	25.0%		
	取り組んでいない	25.0%		
	分からない	3.6%		
	未回答	0.0%		
地球温暖化防止運動	取り組んでいる	3.6%		
	ある程度取り組んでいる	5.4%		
	今後は取り組みたい	30.4%		
	取り組んでいない	44.6%		
	分からない	12.5%		
	未回答	3.6%		
省エネや環境配慮の設備の導入状況	LEDや高効率照明	導入済	76.8%	LED 照明の実施率が 70%以上と高く、次いで高効率エアコンが 30%程度となっている。その他の設備の導入状況は 30%以下となっているものの、導入検討の意向も確認できる。
		導入予定	5.4%	
		導入を検討したい	7.1%	
		導入する予定はない	10.7%	
		あてはまらない	0.0%	
	高効率エアコン	導入済	32.1%	
		導入予定	7.1%	
		導入を検討したい	35.7%	
		導入する予定はない	25.0%	
		あてはまらない	0.0%	
	エネルギーの消費監視装置	導入済	26.8%	
		導入予定	0.0%	
		導入を検討したい	25.0%	
		導入する予定はない	48.2%	
		あてはまらない	0.0%	
	生産設備のエネルギー消費効率化	導入済	8.9%	
		導入予定	1.8%	
		導入を検討したい	26.8%	
		導入する予定はない	62.5%	
		あてはまらない	0.0%	
太陽光発電設備	導入済	16.1%		
	導入予定	0.0%		
	導入を検討したい	30.4%		
	導入する予定はない	53.6%		
	あてはまらない	0.0%		
蓄電池	導入済	3.6%		
	導入予定	3.6%		
	導入を検討したい	32.1%		
	導入する予定はない	60.7%		
	あてはまらない	0.0%		

質問内容	概要	2023	2016 ※は参考値	回答傾向	
省エネや環境配慮の設備の導入状況	建築物の断熱性能の向上	導入済	17.9%		
		導入予定	1.8%		
		導入を検討したい	35.7%		
		導入する予定はない	44.6%		
	敷地・建物壁面・屋上等の緑化	あてはまらない	0.0%		
		導入済	7.1%		
		導入予定	1.8%		
		導入を検討したい	30.4%		
	エコカー（EV・PHEV）の導入	導入する予定はない	60.7%		
		あてはまらない	0.0%		
		導入済	17.9%		
		導入予定	0.0%		
	エコカー（FCV）の導入	導入を検討したい	41.1%		
		導入する予定はない	41.1%		
		あてはまらない	0.0%		
		導入済	5.4%		
設備導入の課題	導入予定	0.0%			
	導入を検討したい	37.5%			
	導入する予定はない	57.1%			
	あてはまらない	0.0%			
	初期費用がかかる	78.6%		初期費用や採算性など費用面での課題が60%以上となっており、その他の課題については20%以下となっているものの、導入を検討する人員の不足や設備機器の選定、相談窓口がわからないなど、組織の体制や情報に関する事項を課題として認識している事業者もみられた。	
	コストが高く採算がとれない	64.3%			
	導入を検討する人員が不足している	19.6%			
	相談窓口がわからない	8.9%			
	費用対効果の高い設備機器が分からない	19.6%			
導入に伴う工事で事業活動に支障が生じる	7.1%				
自社物件ではないため設置が困難	8.9%				
機器等の買い替えの時期ではない	19.6%				
その他	1.8%				
社会貢献活動実施に必要なこと	導入済	5.4%		行政の制度的支援が最も多く、次いで環境面以外の効果への期待、市民・行政との協力体制という結果となった。環境面以外の効果については、ESG投資やSDGsの取組など近年の社会的な機運の高まりを企業経営に活かすための講習会や事例の紹介なども重要である。	
	導入予定	0.0%			
	導入を検討したい	41.1%			
	導入する予定はない	41.1%			
	あてはまらない	0.0%			
	市民・行政との協力体制	39.3%	38.9%		
	環境に優しい企業としてのPR効果	19.6%	19.4%		
	取り組みによる環境面以外の効果	44.6%	36.1%		
地域住民の理解や協力	14.3%	30.6%			
環境問題等の取組推進に有効な行政の施策	取引先や顧客の理解	30.4%	30.6%	補助金などの助成制度が60%以上と最も多く、次いで事例集やマニュアル等による情報提供という結果となった。その他については項目間に大きな差はついていないものの、市民へのPRに関する事項よりも融資や学習機会などのニーズが高いことが把握された。前回調査時との比較では、補助金などの助成制度へのニーズが大きく向上しており、脱炭素の推進や省エネ設備の導入などが背景にあると推察される。その一方で、市民への情報発信や企業間の連携に関する事項はニーズが低下している。	
	行政の制度的支援	48.2%	25.0%		
	その他	1.8%	4.2%		
	パンフレットや事例集、マニュアルなどによる情報提供	42.9%	45.8%		
	最新のビジネスや環境問題に関する動向を解説するセミナーなどの学習機会の提供	19.6%	13.9%		
	相談窓口・アドバイザー派遣などの支援	21.4%	12.5%		
	金融機関と連携した環境配慮企業向けの融資支援	23.2%	15.3%		
	補助金・利子補給などの助成制度	67.9%	40.3%		
	取り組みに熱心な事業者の表彰・認証などの支援制度	17.9%	13.9%		
	各企業が実施している環境対策の市民等への紹介や情報提供	12.5%	23.6%		
	環境問題に取り組む企業同士や環境団体との連携や情報交換のための交流協会の提供	12.5%	15.3%		
事業者単体ではなく複数の事業者が連携して行う環境活動の企画やその支援	16.1%	12.5%			
各事業者の環境ビジネスや環境配慮活動を市民等に紹介できる展示会やセミナー	7.1%				
環境保全制度に関する協定制度	8.9%	6.9%			
その他	1.8%	6.9%			

(3) 二酸化炭素排出量推計方法および条件について（2018年3月策定からの変更）

現計画（2018年）からの変更

現計画の二酸化炭素排出量の推計方法は、市単位でデータがあるエネルギー源（電気、都市ガス）は積み上げ法、データがないものは按分法で算出していました。しかし、2016年の都市ガス全面自由化等による市単位でのエネルギー源のデータ取得が困難な状況であること、また、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（2023年3月策定）では、中核市未滿の市町村については国が提供するデータ等を最大限活用し、具体的な対策・施策の検討等に注力することが望ましいとされていることから、本計画から「自治体排出量カルテ」の推計結果を使用することとしました。自治体排出量カルテは、上記マニュアルにて標準的手法と位置付けられている炭素量按分法で推計されており、以下に実績値活用法との比較を示します。なお、推計方法の見直しにより、2018年以前の二酸化炭素排出量推計結果も遡って変更しています。

表 6-5 推計方法の比較

方法	推計方法	メリット	デメリット
実績値活用法	<ul style="list-style-type: none"> 区域のエネルギー使用量や活動量の実績値を用いて推計 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量の分析や対策・施策の効果の分析が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 実績値の把握、推計に時間を要する 市町村単位で把握できないデータがある可能性もある
炭素量按分法 （標準的手法）	<ul style="list-style-type: none"> 全国や都道府県の炭素排出量を部門別活動量で按分して推計 	<ul style="list-style-type: none"> 作業の効率化・省力化が可能 環境省が毎年結果を公表しているため、安定的にデータ取得が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 対策・施策の効果を正確に反映できない場合がある

二酸化炭素排出量の推計方法

自治体排出量カルテで推計されている標準的手法による分野ごとの二酸化炭素排出量の推計方法は以下のとおりです。

表 6-6 二酸化炭素排出量の推計方法（自治体排出量カルテ）

区分		推計方法
産業部門	製造業	【都道府県別按分法】 愛知県の製造業炭素排出量を製造品出荷額等で按分し排出量を推計する。 $(\text{県：製造業炭素排出量}) / (\text{県：製造品出荷額等}) \times (\text{市：製造品出荷額等}) \times (44/12)$
	建設業・鉱業	【都道府県別按分法】 愛知県の建設業・鉱業炭素排出量を従業者数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：建設業・鉱業炭素排出量}) / (\text{県：従業者数}) \times (\text{市：従業者数}) \times (44/12)$
	農林水産業	【都道府県別按分法】 愛知県の農林水産業炭素排出量を従業者数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：農林水産業炭素排出量}) / (\text{県：従業者数}) \times (\text{市：従業者数}) \times (44/12)$
業務その他部門		【都道府県別按分法】 愛知県の業務その他部門炭素排出量を従業者数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：業務その他部門炭素排出量}) / (\text{県：従業者数}) \times (\text{市：従業者数}) \times (44/12)$
家庭部門		【都道府県別按分法】 愛知県の家庭部門炭素排出量を世帯数で按分し、排出量を推計する。 $(\text{県：家庭部門炭素排出量}) / (\text{県：世帯数}) \times (\text{市：世帯数}) \times (44/12)$
運輸部門	自動車 (貨物/旅客)	【全国按分法】 全国の自動車車種別炭素排出量を自動車車種別保有台数で按分し、排出量を推計する。なお、算出は旅客乗用車、貨物自動車のそれぞれに対して行う。 $(\text{全国：自動車車種別炭素排出量}) / (\text{全国：自動車車種別保有台数}) \times (\text{市：自動車車種別保有台数}) \times (44/12)$
	船舶	【全国按分法】 全国の運輸船舶炭素排出量を入港船舶総トン数(内航船)で按分し、排出量を推計する。 $(\text{全国：運輸船舶炭素排出量}) / (\text{全国：入港船舶総トン数}) \times (\text{市：入港船舶総トン数}) \times (44/12)$
	鉄道	【全国按分法】 全国の運輸鉄道炭素排出量を人口で按分し、排出量を推計する。 $(\text{全国：運輸鉄道炭素排出量}) / (\text{全国：人口}) \times (\text{市：人口}) \times (44/12)$
廃棄物分野（一般廃棄物）		【一般廃棄物実態調査結果の焼却処理量から推計】 クリーンセンターで焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計する。なお、クリーンセンターの焼却処理量は刈谷市と知立市の合計であるため、組合負担金で按分して算出する。 $\text{焼却処理量} \times (\text{市区町村分担金} / \text{事務組合処理経費}) \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77 + \text{焼却処理量} \times \text{全国平均合成繊維比率} (0.0281) \times 2.29$

(4) 関係条例

○知立市環境基本条例

平成 19 年 3 月 27 日条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する推進施策（第 11 条—第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条）

附則

私たちのまち知立市は、豊かな水と緑をたたえて生き物を育む逢妻川、猿渡川が流れ、平坦な地形のうえに田園風景が各地に広がっており、貴重な自然環境が残されています。また、宿場町として栄えた歴史と文化を背景に、公園、旧街道、神社、仏閣などにけやき、まつ、いぶきなどの樹木やかきつばた、はなしょうぶなどの草花が守り育てられており、私たちの憩いの場を生み出しています。

このような水と緑と文化に恵まれた環境に支えられながら、私たちのまちは心豊かに暮らせる住宅都市として、また、西三河地域の交通の要衝として、今日まで着実な発展を遂げてきました。

しかしながら、私たちの暮らしが快適で便利になるとともに、都市化の進展や産業の発展に伴い環境への負荷もたらされ、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなっています。

私たちは、これまでの良好な環境を保持するための取組を一層推進するとともに、生態系に配慮し、地域特性を生かしつつ、将来にわたって健康で文化的な生活を守るような環境の保全及び創造を目指して取り組んでいく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することにより、人と自然とが共生でき、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働により、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において再生資源等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

- 第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全及び創造され、並びに自然環境が適正に保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした環境が創造されること。
- (4) 資源の循環型利用を推進し、エネルギーの有効利用を図るとともに廃棄物の減量の推進が図られること。
- (5) 地球の温暖化防止等の地球環境の保全が図られること。

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知立市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する知立市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

- 第10条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する推進施策

(公害の防止等)

- 第11条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

- 第12条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

- 第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

- 第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止等に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

- 第15条 市は、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造について理解を深めるため、学校、職場、家庭等を通じて、環境に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

- 第16条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

- 第17条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査、監視等の整備）

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、当該施策を適正に実施するために、監視等の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第 19 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、知立市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量等に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体及び事業所を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任を妨げないものとする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例の廃止）

2 知立市廃棄物減量・環境保全審議会条例（平成 14 年知立市条例第 15 号）は、廃止する。

（知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

3 知立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 48 年知立市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「知立市廃棄物減量・環境保全審議会」を「知立市環境基本条例（平成 19 年知立市条例第 10 号）第 20 条に規定する知立市環境審議会」に改める。

○知立市環境審議会規則

平成 19 年 3 月 27 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市環境基本条例（平成 19 年知立市条例第 10 号）第 20 条第 7 項の規定に基づき、知立市環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理をする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

〇知立市環境美化推進条例

平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くすその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建築物その他の工作物をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、互いに助言し、協力し合い、自主的な活動により、地域の環境美化を推進し、快適な生活環境を保全するよう努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化推進市民行動の日)

第 5 条 清潔で美しいまちづくりについて市民等の関心と理解を深めるため、環境美化推進市民行動の日（以下「市民行動の日」という。）を設ける。

2 市民行動の日は、市長が定める日とする。

3 市は、市民行動の日には、市民等の参加による事業を実施するものとする。

(空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第 6 条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第 7 条 自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。）により飲食物を販売する者は、空き缶等が散乱しないよう規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に維持管理しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第 8 条 何人も、その飼養し、又は保管する動物のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(犬及び猫の管理)

第 9 条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

2 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(土地の管理)

第 10 条 土地（知立市あき地環境保全条例（平成 4 年知立市条例第 22 号）第 2 条第 1 項に規定するあき地に該当する土地を除く。以下同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物、雑草その他の物により著しく周辺の環境を損なわないよう当該廃棄物、雑草その他の物を適正に処理するとともに、市が実施する環境美化の推進及び快適な生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境美化指導員)

第 11 条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、環境美化指導員を置く。

(1) 第 13 条及び第 14 条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。

(2) 地域の環境美化に係る報告、普及、啓発等に関すること。

(環境美化推進員)

第 12 条 市長は、市民等のうちから環境美化推進員を選任し、前条第 2 号に掲げる事項を委嘱することができる。

(指導及び勧告)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者
- (2) 第7条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に維持管理しない者
- (3) 第8条の規定に違反してふんを放置し、又は投棄した者
- (4) 第9条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (5) 第10条の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物、雑草その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第 14 条 市長は、前条第1号から第3号までに掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第 15 条 市長は、第13条第2号に掲げる者が前条の規定による命令を受けて当該命令に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 17 条 第13条第1号又は第3号に掲げる者で第14条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
(知立市空き缶等散乱防止条例の廃止)
- 2 知立市空き缶等散乱防止条例(平成7年知立市条例第43号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前にした前項の規定による廃止前の知立市空き缶等散乱防止条例第4条第2項の規定に違反する行為に対する勧告及び公表の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月18日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

【地球温暖化・温室効果ガス】(P3)

○二酸化炭素・水蒸気・メタン・亜酸化窒素・オゾン・フロンガス等は、太陽からの日射エネルギーをほぼ完全に透過させる一方、逆に地表から再放射される赤外線を途中で吸収して宇宙空間に熱を逃がさない効果を持っている。この効果はちょうど、温室のガラスが光を通しても熱を逃がさない役目を持っていることにたとえて「温室効果」と呼ばれ、温室効果をもつ気体は「温室効果ガス」と呼ばれている。「地球温暖化」とは、人間活動の拡大により大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいう。

【地球温暖化対策実行計画】(P3)

○地球温暖化は、世界共通の問題としてその解決に向けて取り組んでいくものとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定するもの。この計画は大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」から構成される。

「事務事業編」は全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられ、当該団体の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画、「区域施策編」は全ての都道府県、指定都市及び中核市に策定が義務付けられ、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定める計画である。

【生物多様性地域戦略】(P3)

○生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するためには、各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細やかな取組が必要であることから、生物多様性基本法（2008年6月施行）に基づき、地方公共団体が策定するもの。この戦略には、「対象となる区域」「目標」「総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を記載することとされている。

【気候変動】(P3)

○長い地球の歴史の間に、たとえばある時代は暖かく、ある時代は寒くといったように、気候は波を描いて絶えず変化しており、これを気候変動という。気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があり、自然の要因には大気自身に内在するもののほか、特に地球表面の7割を占める海洋は、大気との間で海面を通して熱や水蒸気などを交換しており、海流や海面水温などの変動は大気の運動に大きな影響を及ぼす。一方、人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果気体の増加や森林破壊などがあり、二酸化炭素などの温室効果気体の増加は、地上気温を上昇させ、森林破壊などの植生の変化は水の循環や地球表面の日射の反射量に影響を及ぼす。近年は大量の石油や石炭などの化石燃料の消費による大気中の二酸化炭素濃度の増加による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

【生物多様性】(P3)

○生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。ただ生きものの数や種類が多ければよいというものではない。自然環境の悪化に伴い、この生物の多様性がこれまでにない早さで刻一刻と失われつつあるため、1993年に国際条約である「生物多様性条約」が発効され、現在我が国を含む194の国と地域において、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性を保全する取り組みが進められている。

【持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）】(P3)

○「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals) を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、2015年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された。先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものであり、すなわち、全てのSDGsは大なり小なり環境に関連しているといえる。

【ゼロカーボンシティ】(P3)

○2050年にCO₂(二酸化炭素)を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体。

【グリーントランスフォーメーション（GX）】(P3)

○2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を、経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた経済社会システム全体の変革のこと。

【環境美化推進員】(P7)

○知立市環境美化推進条例第12条により選任された市民。地域の環境美化に係る報告・普及・啓発活動を行って頂く。市内在住、在勤の20歳以上の人で、地域の環境美化普及啓発活動に理解があり、継続的かつ積極的に活動できる方を募集・委嘱している。

【環境基準】(P7)

○環境基本法では、第16条で「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としており、この基準が環境基準とよばれる。環境基準は、行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となる。

【IPCC 第6次評価報告書】(P8)

○IPCCとは「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された組織であり、195か国・地域が参加している。IPCCは設立以来、活動の核として、5~7年毎にその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、その結果をまとめた「IPCC 評価報告書」を作成・発表しており、2021年~2023年にか

けて第6次評価報告書（AR6）を公表、2023年7月からは、第7次評価報告書（AR7）の作成プロセスが始まっている。

【昆明・モントリオール生物多様性枠組】（P8）

○2020年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021年以降の新たな国際目標であり、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議で採択された。

【再生可能エネルギー】（P10）

○太陽光や太陽熱、水力・風力・バイオマス・地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、石油等に代わるクリーンなエネルギー。

【3R（リデュース・リユース・リサイクル）】（P11）

○天然資源の消費を抑え環境への負荷を減らす循環型社会の実現に向け、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」（2003年）に、廃棄物の発生を抑制する「リデュース」、使用済みの製品を再使用する「リユース」、廃棄物を原材料にして別の製品を作る「リサイクル」の3つが「3R」として位置づけられている。

【環境教育・環境学習】（P12）

○環境汚染や自然保護をはじめ、食料・石油・鉱物などの資源、電気・熱などのエネルギーのほか、ごみ・廃棄物（処理）、リサイクル、人口、動植物、空気、水、土、光、音、公害、美化、開発、健康、歴史、文化など多岐にわたり持続可能な社会実現のための認識を深め、体験を通じて、自ら考え・調べ・学び・行動することまでの幅広い知識、景観を教育・学習することをいう。「環境教育」という用語は、1948年の国際事前保護連合（IUNC）の設立総会で最初に用いられたと言われている。また、環境ケアに向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らのアクション・リサーチにより達成されるとの考えから、「環境教育」ではなく「環境学習」という用語も近年多用されている。

【廃棄物分野・運輸部門・民生部門・産業部門】（P15）

○二酸化炭素排出量は排出部門別に算定することとされており、各部門は以下のように定義されています。

廃棄物分野：一般廃棄物、産業廃棄物（廃プラスチック・廃油等、化石燃料起源のものに限る）の処理のエネルギー消費を表現する部門。

運輸部門：乗用車・トラック・鉄道・船舶・航空機などのエネルギー消費を表現する部門。

民生部門：住居、オフィスビル、商業施設、宿泊施設、病院、官公庁などのエネルギー消費を表現する部門。なお、家庭部門と業務その他部門に細別されることもあり、家庭部門は主に住宅や自家用車でのエネルギー消費、業務その他部門は事務所や病院、店舗などで消費したエネルギー消費を表現する部門。

産業部門：製造業、建設業、農林水産業などのエネルギー消費を表現する部門。工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上。

【HEMS】(P21)

○ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS:Home Energy Management System)の略称。家庭でのエネルギー使用状況を、専用のモニターやパソコン、スマートフォン等に表示することにより、家庭における快適性や省エネルギーを支援するシステムで、空調や照明、家電製品等の最適な運用を促すもの。

【ZEH】(P21)

○ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH:net Zero Energy House)の略称。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房によるCO₂排出量の削減に繋がる。

【V2H】(P21)

○ビークル・ツー・ホーム(V2H:Vehicle to Home)の略称。電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)の大容量バッテリーを家の電源として活用するシステム。EV充電設備は家庭用の電力を電気自動車へと給電する機器のことで、電気自動車の電力を自宅に送り込むことはできないが、V2Hは電気自動車の電力を自宅に給電でき、住宅用蓄電池として活用が可能。

【再開発】(P23)

○都市中心部において、土地の有効利用を図るために、既存の建築物を取り払って、新たな構想・配置のもとに開発し直すこと。

【立地適正化計画】(P24)

○人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするまちづくりを実現するため、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によるまちづくりを進めていくための計画。

【バイオマスプラスチック】(P24)

○植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

【次世代自動車】(P24)

○プラグインハイブリッド車(PHV)や電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)など、従来の自動車より二酸化炭素排出量が少ない自動車。

【パーク・アンド・ライド】(P24)

○都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、末端交通機関である自動車等を郊外の鉄道駅またはバス停に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

【環境認証(制度)】(P24)

○事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向け取り組んでいくマネジメントシステムを構築し、外部機関に認証してもらう。ISO14001 やエコアクション 21 などの制度が有名である。

【高効率給湯器】(P27)

○エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO₂冷媒ヒートポンプ型などがある。

【JBO3】(P28)

○環境省が 2019 年に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」を設置し、生物多様性及び生態系サービスの状況を把握することを目的に作成した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3: Japan Biodiversity Outlook 3)」。日本の生物多様性・生態系サービスの現状と、特に、生物多様性の損失を止めて回復に向かわせるための「社会変革」のあり方に関して科学的知見を提供するためにとりまとめたもの。

【生物多様性国家戦略 2023-2030】(P28)

○令和 2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画。

【外来種・特定外来生物】(P28)

○もともと生息していなかった地域に、人の手で他の地域から入ってきた動植物。地域の生態系や人間の健康、農林水産業などに大きな被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあると認められる外来種を、特定外来生物として指定し、その飼養・栽培・保管・運搬・輸入といった取扱いを規制している。オオクチバスやアライグマ、近年ではセアカゴケグモやヒアリが有名である。

【FBC】(P29)

○FBC (フラワー・ブラボー・コンクール) は、中部圏 7 県で取り組まれている学校花壇コンクール。児童を始め、学校・家庭・地域が花と緑に親しむ機会を増やし、美しく潤いのある暮らしやまちづくりを推進する。

【緑のカーテン】(P29)

○夏の暑さ対策の 1 つ。室内の温度上昇を防ぐために、建物の壁や窓、窓周辺の地面を直射日光から遮るように、ゴーヤやヘチマ、アサガオなどのつる性植物を繁茂させる。植物が根から吸った水分を葉から蒸発するので、周りの熱を奪う効果もあるとされる。

【市民農園】(P30)

○農業者以外の都市住民がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分された農地。2005年に施行された改正特定農地貸付法により、自治体や農協以外の個人・団体も市民農園を開設できるようになった。

【緑の基本計画】(P31)

○市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。都市緑地法第4条に定めがあり、これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができるとしている。

【生産緑地】(P31)

○「生活環境機能及び公共施設等の敷地の用に供する土地として適している」、「面積が一団で500㎡以上の農地等」、「農林漁業の継続が可能」な三大都市圏の市街化区域内の農地のうち、農地等所有者が同意する農地について、都市計画の地域地区として「生産緑地地区」を指定し、農地等として存続を図るもの。生産緑地として指定をすることで、農地等所有者は、固定資産税等の税制上の優遇措置を受けることができるが、建築物等の新築・改築・増築や宅地の造成などの土地の形質の変更などの行為について制限を受ける。

【リユースマーケット】(P36)

○家庭の不用品を中心としてフリーマーケットの形式で販売されるもの。捨てられてごみになるはずだったものが、リユースマーケットを通じて、欲しいという人に「リユース(再使用)」されることで、ごみの減量と環境を守る行動につながる。

【プロギング】(P36)

○ゴミ拾いとジョギングをあわせたスウェーデン発の新しいフィットネス。スウェーデン語の「plocka upp(拾う)」と英語の「jogging(走る)」を合わせた造語。

【モニタリング】(P42)

○地域の環境の状況について、継続的あるいは定期的に調査・監視を実施すること。

【光化学スモッグ】(P43)

○大気中で高濃度になった光化学オキシダント(オゾンなど)が主な原因。車や工場が排出する窒素酸化物などが、太陽光を浴びて化学反応を起こして生じる。ごく細かい微粒子も同時にできるため、もやがかかったような状態になる。目やのどの粘膜を刺激したり、農産物に悪影響を与えたりするおそれがある。

【食育】(P43)

○様々な経験を通じて、食に関する知識と、バランスの良い食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。文部科学省では、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など子どもたちの健康を取り巻く問題の深刻化や、食を通じた地域理解や食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することの重要性を踏まえ、食に関する指導の充実に取り組んでいる。また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めている。

【つながるネット】(P47)

○刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が市民活動活性化のために開いたサイトで、運営は各市町が行っている。登録している様々な市民活動団体などの活動内容やイベントをこのサイトで紹介するとともに、このサイトを通して、団体情報の検索やイベント参加申込みなどができる。(http://tsunagaru.genki365.net/index.html)

【電力の地産地消】(P48)

○東日本大震災や昨今の大型台風の激甚災害を契機に、エネルギー供給の制約や集中型エネルギーシステムの脆弱性が顕在化した。地域の特徴も踏まえた多様な供給力(再生可能エネルギー、コージェネレーション等)を組み合わせることで、エネルギー供給のリスク分散やCO₂の排出削減を図ろうとする取り組みのこと。

【透水性舗装】(P48)

○雨水を舗装内部に浸透させ地中内部に流しこむタイプの舗装。主に歩道や駐車場・公園などで利用され、雨水が直接地中内部に浸透するため、植生・地中生態が自然環境に近い状態になり環境改善等の効果がある。蓄熱性が小さく夏場はアスファルト舗装よりも表面温度は低くなる。

【地域新電力】(P48)

○エネルギーの地産地消を目的に、ある特定の地域内に電力を供給する電力会社のことで、地元密着型の経営をする電力会社のことを言う。電気の地産地消、地域活性化の観点から環境施策の一環として自治体の出資するケースもあり、この場合は、特に「自治体新電力」とも呼ばれる。「地域新電力」は電力を小売するだけでなく、持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みの一つとして注目されている。

【エコプラン推進員】(P50)

○市職員自ら率先して環境に配慮した前向きな取り組みを推進することにより、市民や事業者の自主的な取り組みを推進すること等を目的に策定した「知立市エコプラン」での取り組みを推進する市職員で、各課等に配置される。所属課等の取り組みを推進し、新規採用等で新たに配属された職員への周知徹底を図る。